

とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所
電話 (02585) 2-2151

とちお第一三六号 昭和四十三年四月十日発行
毎月十日一回発行 (定価 一部 四円)
昭和三十三年二月二十日 第三種郵便物認可

お知らせ

住居表示にご協力を

住居表示は、すでに長岡市、見附市など他の市町村で実施されています。栃尾市もいろいろの分野から審議していただく委員をお願いして審議をいただいています。この制度を実施していくためには市民のみなさんから主旨をご理解いただき、みなさんの、みなさんによる、みなさんのための住居表示ができますようにご協力をお願いします。

市および審議会では、みなさんの区へお伺いして住居表示のあらましをご説明したり、あるいは、みなさんのご意見を聞かせていただいたりする機会を考えています。みなさんの遠慮のないお話し合いとご協力をお願いします。

なお、審議会では次のような考えかたを持っています。

一 実施区域

第一次 旧栃尾町の川西地区
第二次 旧栃尾町の川東地区
第三次 旧栃尾町に隣接した地区で希望する地区

地方税法の改正で 住民税が大幅減税に

地方税法が改正され、昭和43年度分の住民税から各種の控除が次のように引きあげられます

| 改正項目 | 現行 (昭和42年度) | 改正 (昭和43年度) |
|---------------------------------|---|---|
| 基礎控除 | 100,000円 | 110,000円 |
| 配偶者控除 | 80,000円 | 90,000円 |
| 扶養控除 | 扶養親族1人について40,000円ただし配偶者控除を受ける配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人については70,000円 | 扶養親族1人について50,000円ただし配偶者控除を受ける配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について、80,000円 |
| 障害者控除 | 障害者1人について50,000円 | 障害者1人について60,000円(特別障害者については80,000円) |
| 老年者、寡婦、勤労学生控除 | それぞれについて50,000円 | それぞれについて60,000円 |
| 生命保険料控除 | 支払った保険料の合計額が15,000円までの場合は 全額 15,000円を超え30,000円までの場合は 保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円 30,000円を超える場合は22,500円 | 支払った保険料の合計額が15,000円までの場合は 全額 15,000円を超え35,000円までの場合は 保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円 35,000円を超える場合は25,000円 |
| 専従者控除 | (ア) 青色申告の場合 事業専従者1人につき120,000円が限度 (イ) 白色申告の場合 事業専従者1人につき80,000円が限度 | (ア) 青色申告の場合 事業専従者1人につき170,000円が限度 (イ) 白色申告の場合 事業専従者1人につき110,000円が限度 |
| 控除対象配偶者又は扶養親族の適用条件である所得限度額の引き上げ | 合計所得金額が50,000円以下 | 自己の勤労に基づいて得た事業所得・給与所得・退職所得および雑所得である人については100,000円以下 その他(配当・不動産)所得である人については50,000円以下 |
| 障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税範囲 | 260,000円まで非課税 | 280,000円まで非課税 |

二 説明会 (P・R) 審議会とおのおのの区と連絡をとりながら日時、場所をきめて行ないます。

雇用促進事業団が 施設資金を融資 雇用促進事業団では、事業主が住宅、寄宿舎等の労働者住宅や、食堂、集会室等の保健、文化施設など労働者の福祉向上のための施設の設置、整備に必要な資金の貸

し付けをしています。資格 必要な労働力確保の目的で職業安定所の紹介により常用労働者を一定数雇い入れる事業主又は団体

用途 労働者住宅の新設、増改築資金、福祉厚生施設、事業所内訓練施設、身体障害者作業施設

貸付限度 用途により違うが融資対象面積に、構造別、工事別、地域別等に標準建設費を乗じて得た金額の九十パーセント

期間 住宅資金その他十八年(二十年以内、機械購入資金五年(一年据置))

利率 中小企業年六分五厘、その他年七分

返済方法 三カ月毎の元金均等割賦償還

申込み期間 昭和四十三年三月一日から四月三十日まで

取扱機関 日本銀行代理店(北越銀行、第四銀行)で受け付け



成人おめでとう

第20回成人式が、さる4月3日栃尾小学校で行なわれました。これは、当市は雪が深いためと、冬期出かせぎ者が多いことなどから、雪消えを待って例年4月に行なっているものです。

ことしの市内の新成人者は847人です。このうち当日式に出席したものは男356人、女377人計733人でした。新成人を代表して石原文雄(木山沢)君が、「次代になう若者として、自覚と責任をもって、みなさんのご期待に添うよう努力します。」と謝辞を述べ式典を終わりました。

ことし成人された人たちは、戦後の日本の食糧難とインフレの中で生まれ、日本の成長とともに成人された人たちです。これからはりっぱな社会人になることを期待するとともに、成人を祝福いたしましょう。

43, 4

No. 136

(2月末日現在)

| | |
|-----|--------|
| 世帯数 | 7,658 |
| 男 | 17,450 |
| 女 | 18,819 |
| 計 | 36,269 |

今月の市税

▷ 固定資産税
▷ 軽自動車税

納期 4月30日

行政相談日

▽とき 四月二十四日
午前十時から
午後三時まで

▽ところ 市役所市民相談室
なんでも気軽に相談ください

三月定例市議会終る

当初予算など原案可決

昭和四十三年第一回定例市議会がさる三月十一日開かれ、十七日開会、本会議を十一日、十二日、十三日、二十六日と開き、会期一日を残し三月二十六日閉会しました。

この三月市議会は新年度予算を決める重要な市議会です。今回、市長から提案された議案十五件と、このほか議案から提案



〔写真は、新年度予算を審議する市議会〕

された議案一件は、いずれも原案通り可決されました。

なお、可決された議案のうち、おもなものは次のとおりです。

- ▽昭和四十三年度一般会計予算
- ▽昭和四十二年一般会計補正予算
- ▽議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- ▽特別職の職員の給与に関する条例の一部改正などです。

三役などの給与を引き上げ

栃尾市特別職の職員の給与に関する条例が改正され市長、助役、収入役の給与がそれぞれ次のようになりまし。

- 市長「九万五千元」を「十一万五千元」に
- 助役「七万五千元」を「八万五千元」に
- 収入役「六万八千元」を「七万五千元」に

教育長の給与も関係条例が改正

になり、次のようになりまし。

市会議員の報酬も上がる

市議会議員の報酬も条例の改正により、次のように改められまし。

- 議長「三万円」を「三万五千元」に
- 副議長「二万五千元」を「二万八千元」に

一般補正予算も可決

昭和四十三年度一般会計補正予算が原案可決されました。

今回の補正予算は減額補正となり、総額において、四千五百七十九万一千円が減額され、一般会計予算の総額は、九億一千六百八十六万二千円になりました。

災害復旧費の三千四百三十九万九千円をはじめ、民生費が九百二十九万三千円、農林水産業費で三百二十四万円減額したほか、商工費、総務費、衛生費、消防費などそれぞれ減額されました。

このように大巾に減額されたおもしろ理由は、当初計画していた事業を取りやめたもの、および当初

審議された請願と陳情

この議会に提案された請願、陳情の審議結果は次のとおりです。

道路除雪費に五百六十万円追加

計画していた事業のうち事業を実施したが比較的経費が少なくてすんだもの、またこれから事業を実施しても不用と思われる経費などを減額したためです。

なお、このうち増額補正されたもののおもなものは、今回の二月豪雪により道路除雪費に五百六十一万五千円を追加し、道路除雪費の合計が一千二百五十四万五千円になりました。

また、教育費では、市内小中学校の除雪に用いた経費約四百三十三万円を計上、差し引き教育費全体で三百二十二万六千円の増となっています。

請願

- ▽市道中幹線東町地内舗装改修促進に関する請願(不採択)
- ▽橋梁架替えに関する請願(採択)
- ▽南中学校通学道路に関する請願(採択)
- ▽石投橋架替えに関する請願(採択)
- ▽道路舗装に関する請願(継続審査)
- ▽市道上樋出入塩川線改修工事施行に関する請願(採択)
- ▽工業用水確保に関する請願(採択)
- ▽道院の公園設置に関する請願(継続審査)
- ▽土地区画整理事業に対する財政的援助に関する請願(継続審査)
- ▽市道舗装に関する請願(継続審査)
- ▽栃尾外屋敷道路の拡張に関する請願(採択)

陳情

- ▽昭和四十三年度下塩小学校教育条件整備に関する陳情(継続審査)
- ▽下塩谷中学校体育館・ステーション増築および完全給食実施のための設備に関する陳情(採択)
- ▽稚蚕共同飼育所新設に関する陳情(採択)
- ▽在日朝鮮人の帰国事業継続に関する陳情(継続審査)

自動車税

第一期分の納期限は四月三十日

市民の声

問

固定 納税通知書の名義変更の手続きは?

私は市内の「甲野甲平」の相続人で、昭和四十年十二月に、父死亡により家業をついだ「甲野乙平」です。最近になって気づいたのですが

答

代表者を決めて 届け出が必要で 四月から該当者に通知

相続人は、相続開始の時(死亡の日)から、三か月以内に相続人をきめて、家庭裁判所に相続放棄の手続きをしない限り、相続人全員で被相続人の財産に属した、すべての権利義務を負うことになっています。

税の面でも、相続があった場合に、その相続人が二人以上あるときは、そのうちから被相続人にかかる納税通知書並びに税金還付などの書類を受け取る代表者を、相続人全員で協議のうえ、取り決めることができることになっています。この場合、その旨を市町村長に届け出ることを、税法で義務づ

昭和四十一年ころから固定資産税納税通知書の名義が「甲野乙平外〇名」となってくるようになりました。 家業は長男の私がつぎ、すべての働きによって納税しているわけなのに、どういう理由でしょうか、またその手続きは、どうでしょうか。

おたすねの文面だけでは、あなたの場合三か月以内に家庭裁判所に相続放棄の手続きをしたかどうか

市職員人事異動

課長級を含む四十二名

市役所の人事異動が四月一日づけで次のとおり発令されました。 今回の異動は、課長級四名を含む四十二名です。

市長部局人事発令

- 〔総務課〕▽副 飯浜正男(農業委員会)▽副 長谷川千里(税務課)▽副 今井リウ子(産業課)
- 〔企画調査課〕▽主事 佐野直(収入役室)▽副 山田栄憲(産業課)
- 〔市民課〕▽主事 内山安子(税務課)
- 〔税務課〕▽課長 中沢記代司(

か、市役所ではわかりません。したがって、固定資産税の納税通知書の名義を「甲野乙平外〇名」と記載するわけです。

相続については、とくに問題のある場合は別として、四月一日以降からの該当者には、「相続人代表者指定届」の用紙を同封して、できるだけ届け出をしていただきますが、あなたのように四月一日以前から該当されるかたには申し出にもとづいて用紙を送り、すべて届け出によって順次改めてゆく計画です。(市役所税務課々税第二係)

治(企画調査課)▽技術雇 坂井由信(新採用)

福祉事務所人事発令

- 〔福祉事務所〕▽主任 藤田英雄(保健衛生課清掃センター長)
- 〔白山保育所〕▽主任 稲田美穂子(新採用)▽保母 五十嵐恵美子(新採用)▽保母 棚村久美子(新採用)

消防署人事発令

- 〔消防署〕▽消防士 福王寺勝(新採用)

教育委員会人事発令

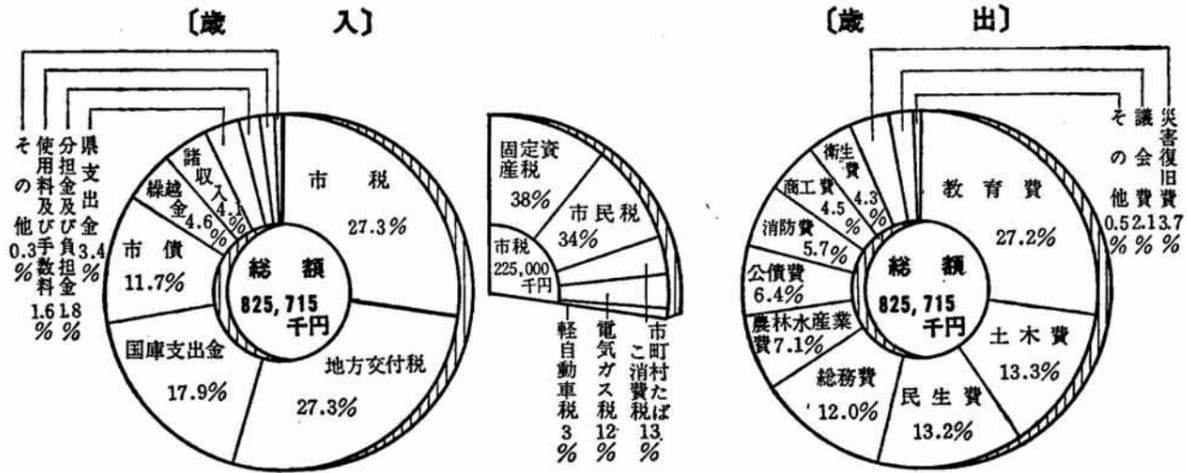
- 〔庶務課〕▽庶務課長兼学校教育課長・社会教育課長 葛綿源吉(社会教育課)
- ▽主査 平沢博(社会教育課)▽副 渡辺吉一(

ガス水道課

- ▽退職(勸奨)三月三十一日付 諸橋賢(税務課長)
- 目黒四郎右エ門(収入役代理) 増沢トチ(保健衛生課)
- 大崎敬二(栃尾小学校作業員) 神崎扶美子(選挙管理委員会)
- 高橋久美子(産業課)
- 吉田義子(白山保育所)
- 中西恵美子(白山保育所)
- 霜田ヒロ子(白山保育所)

勸奨退職者の略歴

- ▽諸橋 賢 昭和十七年旧半蔵金村役場に就職、昭和二十二年六月同村収入役に就任、昭和三十一年十月栃尾市に合併するまで、九年間村収入役を勤めた、合併後は主として税務畑を経験、昭和四十年四月税務課長となり現在に至り、税務のベテランとしてその手腕を発揮されました。
- ▽目黒四郎右エ門 昭和二十二年五月旧東谷村収入役に就任、昭和二十九年六月合併まで七年間収入役を勤めた、以来市収入役代理として今日迄円満勤直にその職務を全うされました。
- ▽増沢トチ 昭和三十三年六月就職、以来、保健指導員として市民の衛生管理に努力されました。
- ▽大崎敬二 昭和二十四年十月栃尾小学校作業員として就職、真面目にその職務を遂行されました。



一般会計歳入歳出予算

| 歳入 (単位千円) | | | | 歳出 (単位千円) | | | |
|-------------|---------|---------|----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
| 1. 市税 | 225,000 | 182,844 | 42,156 | 1. 議会費 | 17,626 | 17,184 | 442 |
| 2. 地方交付税 | 225,000 | 220,000 | 5,000 | 2. 会務費 | 99,083 | 189,158 | △ 90,075 |
| 3. 分担金及び負担金 | 15,130 | 12,915 | 2,215 | 3. 民生費 | 109,438 | 115,153 | △ 5,715 |
| 4. 使用料及び手数料 | 13,414 | 10,834 | 2,580 | 4. 衛生費 | 35,428 | 35,076 | 352 |
| 5. 国庫支出金 | 148,191 | 190,917 | △ 42,726 | 5. 労働費 | 500 | 0 | 500 |
| 6. 県支出金 | 27,751 | 17,987 | 9,764 | 6. 農林水産業費 | 58,427 | 36,424 | 22,003 |
| 7. 財産収入 | 2,249 | 2,175 | 74 | 7. 土木費 | 36,916 | 31,886 | 5,030 |
| 8. 寄附金 | 566 | 1,410 | △ 844 | 8. 土防費 | 110,029 | 94,412 | 15,617 |
| 9. 繰入金 | 20 | 15 | 5 | 9. 消防費 | 46,998 | 26,694 | 20,304 |
| 10. 繰越金 | 38,157 | 43,156 | △ 4,999 | 10. 教育費 | 224,628 | 112,157 | 112,471 |
| 11. 諸収入 | 33,837 | 29,705 | 4,132 | 11. 災害復旧費 | 30,680 | 141,142 | △ 110,462 |
| 12. 市債 | 96,400 | 128,800 | △ 32,400 | 12. 債権回収 | 52,504 | 39,770 | 12,734 |
| × 臨時地方財政交付金 | | 1 | △ 1 | 13. 支備金 | 2,458 | 703 | 1,755 |
| 歳入合計 | 825,715 | 840,759 | △ 15,044 | 14. 予備金 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| | | | | 歳出合計 | 825,715 | 840,759 | △ 15,044 |

特別会計歳出予算 (単位千円)

| 会計名 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|--------|---------|---------|--------|
| 国民健康保険 | 182,944 | 134,654 | 48,290 |
| 伝染病院 | 1,969 | 1,917 | 52 |

企業会計予算

| 水道事業 (単位千円) | | | |
|-------------|--------|--------|----------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 水道事業収益 | 54,831 | 水道事業費用 | 42,380 |
| 資本的収入 | 80,001 | 資本的支出 | 109,557 |
| | | 差引 | △ 29,556 |

資本的支出に対し、資本的収入の不足額29,556千円は当該年度の損益勘定留保資金および繰越利益剰余金処分額で補てんするもの。

特別会計
 国保会計 昨年保険税率の改正を行なったので、財政の健全性を保ちつつ予算編成ができました。これは、市民のみならずのご理解とご協力によるものと感謝しています。
 企業会計 年次計画で拡張工事を行なっていますが、順調な採算のもとに予算編成ができました。年々増大する事務処理と人件費の高騰に対処し、合理化のためにガス事業予算の中に電子会計機購入費四百五十万円が計上されています。

| ガス事業 (単位千円) | | | |
|-------------|--------|--------|----------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| ガス事業収益 | 69,425 | ガス事業費用 | 59,584 |
| 資本的収入 | — | 資本的支出 | 14,704 |
| | | 差引 | △ 14,704 |

資本的支出に対し資本的収入の不足額14,704千円は当該年度の損益勘定留保資金および繰越利益剰余金処分額で補てんするもの。

予算のつかいみち 一般会計 8億2,571万5千円

3月市議会で成立した昭和43年度予算のあらましを説明します。
 本市は、財政力に乏しく国や県の財源に大きく依存しなければならぬ実態にあります。庁舎建設事業の完成、災害復旧事業の一段落にもかかわらず、各種事

業に要する投資的経費をはじめ、人件費、物件費、扶助費、公債費などの義務的経費の増加により、予算総額は8億2,571万5千円と前年度につく大型予算になりました。
 この予算のあらまちは次のとおりです。

教育費二億二千四百六十二万八千円
 △小学校費一億四千五百八十万三千円、この中には東谷小、栃堀小の統合校舎(鉄筋三階建、延一、八三三平方メートル)建設費一億八千八百九十九万三千円が一番大きなものです。そのほかは学校の維持管理に必要な経費で、学校管理費に栃川小簡易プール建設費百十万円を含み二千八百九十九万九千円、教育振興費が八百八十一万九千円などです。
 △中学校費二千二百五十万一千円
 本年度は学校建築など大きな事業はなく、維持管理に必要な経費の経費です。学校管理費が一千四百五十四万六千円、教育振興費が七百九十五万五千円です。
 △社会教育費一千七百五十六万七千円、このうち社会教育総務費一千六百六十二万一千円、公民館費四百八十四万一千円、家庭教育学級費七十一万四千円、成人教育費三十九万一千円です。
 △保健体育費一千六百一十一万五千円のうち、保健体育総務費が二百二十二万七千円、学校給食費が一千三百八十八万八千円です。
 △高等学校費は一千四百九十九万二千円ですが、この中には栃尾高校改築費寄付金一千万円が含まれています。

△教育総務費は、教育委員会費、事務局費、建物取得費、指導費、理科センター費を合わせて一千五百五十五万五千円です。
土木費一億二千九百九十九万九千九百九十九円
 金沢・平線ほか道路舗装工事費二千二十万を、はじめ、道路新設改良費が三千三百八十三万九千九百九十九円、道路維持費六百五十四万五千円、道路除雪費九百九十九万九千九百九十九円、道路橋梁費が六千六百二十七万五千円です。また、都市計画費が九百八十一万六千円、住宅費では、

東谷小統合校舎建設費に一億八千八百八十九万三千円 消防庁舎も建設

△教育総務費は、教育委員会費、事務局費、建物取得費、指導費、理科センター費を合わせて一千五百五十五万五千円です。
土木費一億二千九百九十九万九千九百九十九円
 金沢・平線ほか道路舗装工事費二千二十万を、はじめ、道路新設改良費が三千三百八十三万九千九百九十九円、道路維持費六百五十四万五千円、道路除雪費九百九十九万九千九百九十九円、道路橋梁費が六千六百二十七万五千円です。また、都市計画費が九百八十一万六千円、住宅費では、

設した市立白山保育所の運営費が約五百四十万円見込まれています。
総務費九千九百八十三万三千円
 人件費をはじめ、文書広報費、財産管理費、徴税費、戸籍住民登録費、選挙費など事務管理にどうしても必要な経費などです。
農林水産費五千八百四十二万七千円
 農業振興費に七百七十七万、この中には、稚蚕共同飼育所設置事業補助金が五百万円(うち県費四百万円)が含まれています。農地費では、農免道路整備事業負担金

しようというので、庁舎(鉄筋三階建延一〇八平方メートル)建設費として一千九百五十四万八千九百九十九円、非常備消防費が八百四十四万六千円、この中には、可搬式ポンプ七台購入費二百八十万円が含まれています。
商工費三千六百九十一万六千円
 商工振興費が商工振興事業補助金三百五十万円、産業育成資金貸付金二千七百万円を含み三千三百七十二万円、観光費が百三十八万三千円、などとなっています。
衛生費三千五百四十二万八千円
 伝染病予防のための予防費が五百二十三万円、環境衛生の面ではじん芥処理費が二百四十八万八千円、し尿処理費が一千二百一十一万一千円などです。
災害復旧費三千六十八万八千円
 ここ数年間歳出予算のトップであった災害復旧費も、三十九年発生災害復旧事業の完了により約四分の一に減りました。今回は、おもに四十一年、四十二年発生災害によるものです。
議会費一千七百六十二万六千円
 これは議会運営や、議会活動に必要な諸経費です。
諸支出金二百四十五万八千円
 警察職員住宅取得費や、市税の過誤納還付金などです。

暮らしの メロモ



春の大そうじは、これから悩まされるカ、ハエ、ノミなどの予防に重要な役目を果たしてくれるものです。これらの害虫を徹底的に退治することに重点をおき念を入れて十分にきれいにしてしまおう。

春の大そうじ ＜カやハエ退治に重点を＞

天井裏 よくほこりを取り、消毒剤を噴霧器で、たっぶりかけます。また、ネズミのきらいなものを置いて、寄せつけないようにすることです。BHC・ナフタリンとクレオソートの混合物などをネズミの

雑草・なめこ栽培用 原木の伐採は早めに

原木の伐採時期は春新芽の出る前に伐採しておきましょう。伐採木は、すぐ玉切りしないで、伐採後雑草は四十〜五十日くらい、なめこは十日ほど乾燥してから、玉切りし、すぐ菌を接種してください。雑草は堅い木を選び、玉切り



は九十〜百センチメートル、なめこは、柔らかい木を選び、玉切りは、百八センチメートル前後の長さにした方が良いでしょう。伐採と同時に、タネごまの接種時期が決まるので、それを考えてタネごまを購入するよう注意してください。

も大そうじをして明るい清潔な家庭にしましょう。

栃尾市の おいたち ⑦

四月はほこりつばいためか、流行性の結膜炎にかかるかたも多い時期です。だれかひとり家の中にかかると次々と感染します。しかも、完全に治るまでに二、三週間と案外長びく眼病です。かかったらすぐお医者さんの治療を受け、ほかの人にうつさないように注意しましょう。予防には、毎日何回でもきれいな水で目を洗うこととよごれた手で目をこすらないことです。

上杉謙信公の栃尾在城は天文十二年から十五年までと思われ謙信公の十四才から十七才までの間です。無論、この間の栃尾城主は本庄美作ですが、謙信公と美作とは主従の関係にありますから、実権は謙信にあったと見るべきでしょう。しかし謙信公は、栃尾に常住していた訳ではなく、ほうぼうに出向いては天下の情勢を見てまわっていました。

郷土の ワルバ

あるとき、攻めてきた晴景の軍勢を見ますと小駄がおりません。小駄(し重)のないことは兵糧(ひょうろう)のないことです。そこでこの軍は長居はしないだろうと見て夕方まで待っていますと、果して敵は撤退していきました。謙信公はこれを追って柏崎の米山峠で大勝利を得ました。

青年学級など 三つの学級を開講

公民館では、次の要領によって三つの学級を開講いたします。受講を希望されるかたは、公民館へ申し込みください。

- 1 学習期間 四月十四日開講 昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで。
- 2 対象者 二十五才以下の男女
- 3 学習時間 午後七時三十分から午後九時三十分
- 4 開設場所 栃尾市公民館
- 5 学習内容 一般教養Ⅱ健全な男女交際、礼儀と作法、体育実

118万円ふえる

43年度の公民館予算

このほどの市議会では、昭和四十三年度の公民館予算が決まりました。おまなものをお知らせします。総額は、四百八十四万一千円で昨年度の当初予算より百八十八万六千円多くなりました。事業費は、全体的

四月はほこりつばいためか、流行性の結膜炎にかかるかたも多い時期です。だれかひとり家の中にかかると次々と感染します。しかも、完全に治るまでに二、三週間と案外長びく眼病です。かかったらすぐお医者さんの治療を受け、ほかの人にうつさないように注意しましょう。予防には、毎日何回でもきれいな水で目を洗うこととよごれた手で目をこすらないことです。

早く職場人に 新入学(園)児童を

三月二十五日から四月二十日まで「新入学(園)児童を交通事故から守る運動」が行なわれています。毎年新学期を迎えてこどもの事故が多くなります。そのほとんどが飛び出し、道路の横断中に起きています。それで次のことに注意して、こどもを事故から守りましょう。

対象者は、中学、高校卒業業者で二十五才以下で農業に従事している者および農業に従事しようとする者です。学習内容は、農業の基礎と一般教養、生活知識など前向きな農業を実践的にやることになっています。

仲間づくりについて講演がありレクリエーションと意識調査(アンケート)も実施しました。参加者は二百五十四人でした。

成人講座を閉講 十二人を表彰
昨年九月から開講していた新成人教育講座は、さる三月十日十七回の全日程を終り閉講しました。この新成人教育講座は、成人としての知識を身につけていただくため、毎年開設しているものです。この日の講師は、新潟大学教授小林宇五郎先生で「生活と科学」について講演されました。



二月号で新春文芸入選作品と氏名を発表いたしました。そのうち、第一部 短歌人位を保科栄(半蔵金) 佳作二編目を佐渡宗市(中子)に訂正いたします。(敬称略)